弥富市地域資源バンクウェブサイト有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市有料広告要綱(以下「要綱」という。)及び弥富市地域資源バンクウェブサイト有料広告掲載基準(以下「基準」という。)に基づき、市が公開・管理する地域資源バンクウェブサイト(以下「当サイト」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、当サイト内に表示する広告画像で、 広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。

(広告の種類)

- 第3条 当サイトに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。 (広告の範囲等)
- 第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準の規程に基づく ものとする。
- 2 前項の規定は、広告のリンク先(リンク先ページと親密な関係があると市が認め たリンク先を含む。)のウェブサイトの内容について準用する。

(広告の掲載位置及び枠数)

- 第5条 広告を掲載する位置は、当サイトのトップページで市が指定した位置とし、 広告の枠数は、8以内とする。
- 2 広告は、それぞれ掲載決定順に上段左端から右端へ4枠、下段左端から右端へ4 枠の順に掲載されるものとし、広告枠に空きが出た場合は、当該枠以後の広告を一 つ上の順に移動されるものとする。

(広告の規格等)

- 第6条 当サイトに掲載する広告のデータの規格等は、次のとおりとする。
 - (1) 大きさ 縦680ピクセル×横340ピクセル
 - (2) 保守形式 GIF形式又はJPEG形式
 - (3) 容量 20 K B 以内
- 2 次の表記及び構造は、禁止する。
 - (1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え(反転表示)等
 - (2) 当サイトのコンテンツの一部として誤認されるおそれのあるデザイン
 - (3) 広告主、商品又はサービスのいずれかを表す文字情報が全くないもの
 - (4) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン

- (5) アラートマーク (当該広告の中で警告を発しているように見えるもの)
- (6) ラジオボタン (当該広告の中で選択ができるように見えるもの)
- (7) テキストボックス(当該広告に文字等を入力できるように見えるもの)
- (8) プルダウンメニュー(当該広告の下に選択肢があるように見えるもの) (広告の掲載期間)
- 第7条 広告の掲載期間は、原則として1か月単位とし、同一の広告主が連続して広告を掲載できる期間は、12か月間までとする。

(広告の掲載開始日等)

- 第8条 広告の掲載開始日及び時間は、毎月1日の午後0時までとし、掲載終了日及び時間は、掲載開始日の属する月の翌月1日の午後0時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が弥富市の休日を定める条例(平成元年弥富町条例第26号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告掲載料)

- 第9条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円(消費税込み)とする。
- 2 広告を12か月間連続して掲載する場合の広告料は、1枠当たり50,000円(消費税 込み)とする。

(広告掲載の募集)

- 第10条 広告掲載の募集は、毎年2月に翌年度分を当サイト及び弥富市が発行する広報誌等により行うものとする。
- 2 広告枠に空きが生じた場合は、当該枠に掲載する広告を随時募集するものとする。 (広告掲載の申込み)
- 第11条 広告主は、バナー広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を 市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告主の審査及び決定)

- 第12条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱、基準及びこの要領に基づき広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、掲載が適当であると認められる広告の数が広告掲載 枠数を超えるときは、広告掲載希望期間の長いものを優先して掲載を決定するもの とする。
- 3 市長は、前項の規定によっても、なお掲載が適当であると認められる広告の数が 広告掲載枠数を超えるときは、抽選によって掲載を決定するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、バナー広告掲載

決定通知書(第2号様式)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第13条 広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。 (広告掲載料の還付)
- 第14条 納付された広告料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 2 前項の規定により還付する広告料には、利子を付さないものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、バナー広告掲載料還付請求書(第3号様式)により市長に請求するものとする。 (広告主の責任等)
- 第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。 (広告掲載の取消し)
- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すこと ができる。
 - (1) 広告媒体に掲載しようとする広告が要綱第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき
 - (2) 広告媒体に掲載しようとする広告が要綱第3条第2項に定める基準に抵触することとなったとき
 - (3) 広告主が第9条に定める広告料を指定する期日までに納入しなかったとき
 - (4) その他市長が特に広告掲載を適当でないと認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、バナー広告掲載取消 決定通知書(第4号様式)により広告主に通知するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

バナー広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 弥富市長

申込者	住所	(所在地)
	氏名	(法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名)

弥富市地域資源バンクウェブサイトに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込 みます。

また、申込みに当たっては、弥富市有料広告に関する規定を遵守し、弥富市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

推	引載 目	自込期間	年	Ē	月から	年	月まで(か月)
IJ	ーンク	先URL	https://					
申	法人	その他の団体 の概要						
込	連	電話番号						
者	絡	FAX番号						
	小口	E-mail						
	先	担当者						

※当該団体の概要を記載した資料の添付可。

添付書類 (住所(所在地)が弥富市内の場合は、2の書類は不要)

- 1 広告原稿
- 2 市町村税について滞納のないことの証明書又は納税証明書

第2号様式(第12条関係)

バナー広告掲載決定通知書

第		号
年.	月	Н

印

様

弥富市長

年 月 日付けで申込みのありました弥富市地域資源バンクウェブサイトへの広告記載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	□ 掲載する□ 掲載しな(掲載しない理	V				
掲載期間	年	月かり	ò	年	月まで(か月)
リンク先URL	https://					
広告掲載料			円	(か月分)	
広告掲載料納付期限	年	月	日			

※広告掲載料は、同封の納付書によりお支払いください。

第3号様式(第14条関係)

バナー広告掲載料還付請求書

年 月 日

(宛先) 弥富市長

請求者	住所	(所在地)
	氏名	(法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名)

弥富市地域資源バンクウェブサイト広告掲載料について、下記のとおり還付を請求 します。

記

還付請求金額	(年	月	円 日から	年	月	日までの	の 日間)
				銀 信 用 農業協	行 金 庫 同組合			本 店 支 店
振込金融機関		全種目 「香号			通 番号	2	当 座	
		リガナ E名義人						

※口座名義人は、請求者本人としてください。

第4号様式(第16条関係)

バナー広告掲載取消決定通知書

第		号
年	月	日
	印	

年 月 日付けで決定した広告の掲載については、下記の理由により 決定を取り消します。

弥富市長

様

記

|--|